

(任意継続／特例退職 被保険者用)
健康保険 住所変更届
兼 同居・別居変更届

健保使用欄				
常務理事	事務長	グループ長	主務者	担当

事業主記入欄	適用事業所記号	
	所在地	年 月 日
	名称	
	事業主氏名	
	電話番号	

受付日付印

※入力方法

1. 入力欄は「Tab」キーで移動可能。
2. 都道府県は該当箇所へ☑する。
3. 「同居別居」「別居の場合」欄は□に☑する。

被保険者欄	被保険者証の記号・番号		氏名	生年 月 日	年号	年	月	日	所属部課名 (略称)
	記号 □ 300 □ 501	番号							
	変更後の 住民票住所	〒	—	電話番号	—	—	—	—	—
		都道府県							
変更前の住所	〒	—	住所の 変更年月日	年号	年	月	日		

「年号」は和暦の頭文字を記入 昭和→S 平成→H 令和→R

被扶養者のみ住所を変更する場合でも、被保険者本人の「住所」以外の記入は必要です。

被扶養者欄①	氏名	続柄	同居 別居	被保険者の 住民票住所と	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	別居 の場合	送金による生計維持を行う <input type="checkbox"/>
	該当 番号 【※】	変更後の 住民票住所	〒	—	都道府県		
被扶養者欄②	氏名	続柄	同居 別居	被保険者の 住民票住所と	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	別居 の場合	送金による生計維持を行う <input type="checkbox"/>
	該当 番号 【※】	変更後の 住民票住所	〒	—	都道府県		
被扶養者欄③	氏名	続柄	同居 別居	被保険者の 住民票住所と	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	別居 の場合	送金による生計維持を行う <input type="checkbox"/>
	該当 番号 【※】	変更後の 住民票住所	〒	—	都道府県		

【※】該当番号

国内居住要件に該当する場合、「⑨」と記入してください。ただし国内居住要件の適用除外者に該当した場合は削除手続きをしてください。国内居住要件の例外要件に該当した場合、もしくは国内居住要件の例外要件に変更があった場合は、【裏面】の国内居住要件の例外要件の該当する番号を記入し、添付書類をあわせて提出してください。なお、住民票住所欄は「〒000-0000 海外居住」と記入してください。国内居住要件の例外でなくなった(日本の住民票を取得した)場合は、「⑨」と記入し、住民票を提出してください。国内居住要件、国内居住要件の例外要件、収入要件等、扶養の認定要件を満たさなくなった場合は、削除手続きを行ってください。

《注意事項》

1. **被扶養者が別居になった場合は、生計維持関係の継続を証明するため、本届に加えて送金証明書(※)と当健保所定の送金計画書が必要です。(※)1人当たり月4万円の下限送金額以上の、銀行の振込明細(写)、現金書留の控え(写)など(通学が理由で別居した高校・大学生の場合は、送金証明書・送金計画書の代わりに「在学証明書」でも可)**
2. 住所は郵便番号、都道府県名からアパート・マンション名、号棟・号室まで正しく記入してください。
3. 当健保からの郵送物は原則、ご登録の被保険者の住民票住所へ送付します。
4. 被扶養者の住所は被扶養者の条件と扶養状況管理のため「住民票住所」を記入してください。
5. 同居・別居の変更があった場合は、被扶養者として認められる要件を満たしているか、東芝健保ホームページをご確認ください。同居していることが条件の被扶養者は、別居となった時点で扶養から削除となるため「健康保険被扶養者(異動)届」により削除手続きが必要です。
6. 続柄欄は、被保険者との関係が分かるように、はっきり記入してください。(例:長男、妻の子、夫の母 等)
7. 同居・別居欄は被保険者と住民票住所上の状況により判断しチェック☑してください。同居・別居のみの変更でも提出が必要です。

《本届に記載した個人情報については、ホームページ等に掲載の利用目的以外には使用いたしません。》

【裏面】

＜国内居住要件＞

日本国内に住民票がある(日本国内に生活の基礎がある)人

番号	「健康保険 被扶養者(異動)届」の【該当番号】欄に⑨と記入してください。 ※国内居住要件の適用除外者除く。
⑨	

＜国内居住要件の例外＞

日本に住民票がない場合であっても例外的に認められる人(該当しない場合は扶養申請できません)

日本国内に被扶養者の住民票がない場合、被扶養者が以下のいずれかの国内居住要件の例外要件に該当するか確認いただき、該当する番号を必ず「健康保険 被扶養者(異動)届」の【該当番号】欄に記入し、添付書類を提出してください。

※外国語で作成された書類は、翻訳文(翻訳者名の記名を含む)を添付してください。

番号	例外要件	添付書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し ※いずれか1点(審査により追加提出の場合あり)
②	外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し ※いずれか1点(審査により追加提出の場合あり)
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し ※いずれか1点(審査により追加提出の場合あり)
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】 留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等	出生や婚姻等を証明する書類等の写し等 ※事情を確認し、個別に判断

＜国内居住要件の適用除外者＞

日本国内に住民票が有る場合であっても、国内居住要件の適用を除外すべき特別の理由により、認められない人(該当する場合は扶養申請できません)

- ・日本の国籍を有さず、医療目的で来日する者及びその者の日常生活の世話をする者
- ・日本の国籍を有さず、一年を超えない期間滞在し、観光、保養等の活動を行う者